

## **広島市水道局現場環境改善費運用要領**

### **Q & A**

令和 7 年 1 0 月

## 目次

|                                                                                                                             |   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| (基準額) .....                                                                                                                 | 1 |
| Q 1 「当初設計金額に基づき試算した現場環境改善費（率分）で計上される額（以下、基準額という。）」とあるが、契約後、公共工事設計労務単価の特例措置に伴う変更契約は考慮しないのか。 .....                            | 1 |
| (現場環境改善費（率分）の計上条件) .....                                                                                                    | 1 |
| Q 2 現場環境改善費（率分）の計上条件として、「実施に要する費用の概算額の合計が基準額以上であること。」とあるが、着手後、工事の一部取止め等により、実施期間が大幅に短縮となり、概算（実施）額の合計が基準額を大きく下回る場合はどうか。 ..... | 1 |
| (事前協議) .....                                                                                                                | 1 |
| Q 3 着手後、工期延期に伴い熱中症対策を新たに実施しようと思うが、対象とできるか。 .                                                                                | 1 |
| (実施状況の確認) .....                                                                                                             | 1 |
| Q 4 「地域の清掃活動に参加」等、閉庁日に実施する内容についても監督員の現地確認が必要か。 .....                                                                        | 1 |
| Q 5 実施状況の確認の「適宜」とはどの程度か。 .....                                                                                              | 2 |
| Q 6 確認により不備があった場合の対応は。 .....                                                                                                | 2 |

### (基準額)

Q 1 「当初設計金額に基づき試算した現場環境改善費（率分）で計上される額（以下、基準額という。）」とあるが、契約後、公共工事設計労務単価の特例措置に伴う変更契約は考慮しないのか。

A 1

工事着手前に決定した公共工事設計労務単価の特例措置に伴う変更を行う場合は、「当初設計金額」を「特例措置後の設計金額」に読み替える。

### (現場環境改善費（率分）の計上条件)

Q 2 現場環境改善費（率分）の計上条件として、「実施に要する費用の概算額の合計が基準額以上であること。」とあるが、着手後、工事の一部取止め等により、実施期間が大幅に短縮となり、概算（実施）額の合計が基準額を大きく下回る場合はどうなるか。

A 2

基準額は、本来想定されていた工事規模や期間を前提として、実施に要する費用の概算額を定量的に判断するための参考値である。契約工事の3割以上が中止となるなど、工事規模や実施期間に大きな乖離が生じた場合には、基準額を用いて現場環境改善の効果を適切に判断することが困難となる。この場合、率分での計上は適当でないものとし、受注者が提出した積算資料（見積書等）を参考に、積上げ方式により計上する。

### (事前協議)

Q 3 着手後、工期延期に伴い熱中症対策を新たに実施しようと思うが、対象とできるか。

A 3

対象とできる。

この場合、受注者は熱中症対策が必要と判断された時点で、事前協議書を監督員に提出し、承諾を得ること。

### (実施状況の確認)

Q 4 「地域の清掃活動に参加」等、閉庁日に実施する内容についても監督員の実地確認が必要か。

A 4

実施日が閉庁日等で監督員による実地確認が困難な場合については、監督員と協議した上で、写真等、実施の事実が確認できる資料を提出し、机上による確認としてよい。

Q 5 実施状況の確認の「適宜」とはどの程度か。

A 5

実施内容毎の開始、終了及び実施期間中は現場施工体制等把握に併せて確認する。

Q 6 確認により不備があった場合の対応は。

A 6

計画どおりの実施が確認できなかった場合、是正が可能な場合は、是正指示及び是正完了確認を行い、是正の余地が無い又は是正が確認できない場合は、現場環境改善費の対象外とすることを受注者へ通知する。